

ご利用案内

乗車券の払いもどし

乗車券の払いもどしは、その乗車券の有効期間内に限って取り扱います。使用開始前と使用開始後で取り扱いが異なります。払いもどしには手数料が必要です。※乗車券を払いもどしする場合、ご本人確認のため公的証明書の提示や払戻申込書の記入をお願いする場合があります。

●使用開始前でも有効期間内の乗車券

次の表の手数料をいただいで払いもどしいたします。

乗車券の種類	払いもどし条件	手数料
普通乗車券	使用開始前でも有効期間内 (前売りの乗車券については有効期間の開始日を含みます)	160円
普通回数乗車券		230円
カーセーブデー回数乗車券		550円

●使用開始後の乗車券

【片道乗車券】

使用開始後は、払いもどしはいたしません。

【往復乗車券】

往復乗車券の未使用券片(かえり券)は、有効期間内に限り払いもどしいたします。この場合の払いもどし額は、発売金額からすでにお乗りになった区間(ゆき)の普通旅客運賃と手数料の160円との合計額を差し引いた残額が払いもどしになります。

【普通回数乗車券・カーセーブデー回数乗車券】

不要となった普通回数乗車券の未使用の券片は、有効期間内に限って払いもどしいたします。この場合の払いもどし額は、発売金額からすでにお使いになった枚数分の普通旅客運賃と手数料230円を差し引いた残額です。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払戻額=回数乗車券運賃-(普通旅客運賃×使用済枚数)-手数料230円

【定期乗車券】

不要となった定期乗車券は、有効期間が1ヶ月以上残っている場合に限って払いもどしいたします。この場合の払いもどし額は、発売金額からすでにお使いになった月数分(1ヶ月に満たない数は1ヶ月とします)の定期旅客運賃と手数料550円を差し引いた残額です。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払戻額=定期乗車券運賃-使用経過月数分の定期旅客運賃-手数料550円

例)4月1日から9月30日まで有効の6ヶ月定期乗車券を8月20日に払いもどす場合

**払戻額=6ヶ月定期旅客運賃-
(3ヶ月定期旅客運賃+1ヶ月定期旅客運賃×2)-手数料550円**

※上記にかかわらず、買い間違いなどのやむを得ない理由により定期乗車券が不要となった場合は、有効期間の開始後7日以内に限り、発売金額からすでに経過した日数分の往復普通旅客運賃と手数料550円を差し引いた残額を払いもどすことがあります。

払戻額=定期乗車券運賃-(往復普通旅客運賃×経過日数)-手数料550円

※定期乗車券の区間変更はできません。新しい区間の定期乗車券をお買い求めいただき、古い区間の定期乗車券は払いもどしいたします。この場合の払いもどし額は定期乗車券運賃から払戻日割額に利用日数を乗じた額と手数料550円を差し引いた残額です。払戻日割額は、定期旅客運賃を有効期間が1ヶ月のものは30日、3ヶ月のものは90日、6ヶ月のものは180日の日数で除し、その10円未満の数は10円単位に切り上げた金額です。

払戻額=定期乗車券運賃-(定期旅客運賃日割額×経過日数)-手数料550円

【その他の乗車券】

その他の乗車券などについては、お取り扱いが異なりますので、係員にお尋ねください。(使用開始後の払いもどしができない乗車券があります)

※下記の乗車券は、購入後の払いもどしはできません。

- 一日フリーきっぷ
- 福井鉄道・えちぜん鉄道 共通1日フリーきっぷ
- 企画乗車券

有効期間

乗車券にはそれぞれ有効期間を定めています。有効期間を過ぎると無効となり使用することも払いもどしすることもできなくなりますのでご注意ください。

乗車券の変更

●使用開始前

使用開始前でも有効期間内の乗車券(定期乗車券、回数乗車券を除きます)は、1回に限って同じ種類の乗車券に手数料なしで変更できます。この場合は、不足額はいただき、過剰額は払いもどしいたします。

●使用開始後

使用開始後の普通乗車券を変更する場合、券面表記の普通旅客運賃と乗車区間の普通旅客運賃を比較し、不足額はいただき、過剰額は払いもどしいたしません。回数乗車券および定期乗車券で乗り越しされる場合は、乗り越し区間の普通旅客運賃をいただきます。

列車運行に支障がある場合の取り扱い

●列車が運転できない場合

【乗車券をお買い求めになる前】

列車などが運転できない場合は、乗車券の発売を中止します。ただし、バスなど他の方法で連絡できるようになった場合、その区間は開通したものと乗車券を販売することがあります。

【すでに乗車券をお持ちの場合】

旅行を取りやめる場合は、運賃の全額をお返します。また、旅行の途中で取りやめる場合は、お乗りにならない区間の運賃をお返します。そのほか出発駅へ無料でお戻りになることもできます。この場合は運賃の全額をお返します。定期乗車券、回数乗車券については、5日以上連続して不通の場合に限って有効期間の延長や払いもどしをいたします。

その他の乗車券などは、払いもどしなどのお取り扱いが異なりますので、係員にお尋ねください。

お願い 乗車券は、正しく目的地までお買い求めください

●係員がお願いした場合には、乗車券をお見せください。

- 次のように乗車券の不正使用があった場合は、そのすべての乗車券を無効として回収します。さらに、乗車区間の普通運賃とその2倍の増運賃をいただきます。なお、定期乗車券の場合は期間をさかのぼっていただくことがあります。
 - ・係員の承諾なしに乗車券を持たずに乗車した場合。
 - ・2枚以上の乗車券を使用し、途中区間の乗車券を持たずに乗車した場合。
 - ・定期乗車券の使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用された場合。
 - ・定期乗車券の有効期間終了後に使用された場合。
 - ・定期乗車券の券面表示事項をぬり消し又は改変して使用された場合。
 - ・定期乗車券を記名の本人以外の方が使用した場合。ただし、通勤定期乗車券をその記名人の同一家族が使用した場合を除く。
 - ・そのほか不正な手段として使用した場合。

その他詳しくは係員にお問い合わせください。

お問い合わせ 運賃・時刻・その他

えちぜん鉄道株式会社
お客様相談室

0120-840-508
※【月～土曜日(祝日含む) 8:30～17:30】

令和6年10月11日